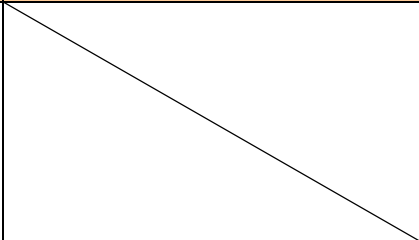


浄化槽に係る届出書類等の御案内

こんなときには	必要な手続	いつまでに	提出部数	添付書類
<p>新しく浄化槽を設置するとき。</p> <p>※建築確認を伴う場合は除きます。</p>	<p>浄化槽設置届出書</p>	<p>工事着工予定日の10日前までに、町へ届出をしてください。</p> <p>※なお、浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽の場合は、21日前までに届出をお願いします。</p>	<p>4部</p>	<p>① 建築物の平面図（平面図に配置図、配管図が記載された排水系統図）</p> <p>② 付近の見取り図</p> <p>③ 浄化槽に関する調書（埼玉県建築基準法施行細則第6条第1項第3号に規定する調書）</p> <p>④ 型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）</p> <p>⑤ 浄化槽法第13条の規定に基づく認定書</p> <p>※浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽の場合は以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の構造図 ・仕様書 ・処理工程図及び設計計算書 <p>⑥ 建築物の用途及び延べ面積を確認できる書類</p> <p>⑦ 浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証の写し</p> <p>⑧ 道路や河川等を使用する場合は、その許可証の写し（道路占用許可書等）</p> <p>⑨ 浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、事前協議確認書の写し</p> <p>⑩ その他、審査に必要とされる書類</p>
<p>新しく設置した浄化槽を使い始めたとき。</p>	<p>浄化槽使用開始報告書</p>	<p>浄化槽を使い始めた日から30日以内に町へ報告してください。</p>	<p>3部</p>	<p>501人槽以上の場合 技術管理者の資格を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了書 ・経歴書 ・浄化槽管理士免状の写し
<p>浄化槽を廃止したとき。</p> <p>※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったときです。</p>	<p>浄化槽使用廃止届出書</p>	<p>浄化槽を廃止した日から30日以内に町へ届出してください。</p>	<p>3部</p>	
<p>浄化槽の使用(管理)者が変更になったとき。</p>	<p>浄化槽管理者変更報告書</p>	<p>新しく使用(管理)者になった方が、変更となった日から30日以内に町へ報告してください。</p>	<p>3部</p>	<p>501人槽以上の場合 技術管理者の資格を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了書 ・経歴書 ・浄化槽管理士免状の写し
<p>浄化槽の構造や規模の変更をするとき。</p> <p>※建築確認を伴う場合は除きます。</p>	<p>浄化槽変更届出書</p>	<p>浄化槽設置届出書と同じです。</p>	<p>4部</p>	<p>浄化槽設置届出書と同じです。</p>

【問い合わせ】

担当：寄居町役場生活環境課環境保全班

電話：048-581-2121 内線223・224